

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山口市長 伊 藤 和 貴

市町村名 (市町村コード)	山口市 (352039)
地域名 (地域内農業集落名)	小鯖2区 (2区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 3月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・小鯖地域は本市の中央部から南部に位置する良質米生産地域であり、小鯖地域の中央を国道262号線が貫通し、上小鯖地区、東鯖地区、国道周辺の市街地に分類できる。上小鯖については、昭和57年から平成11年に掛けて、141haのほ場整備が完了している。

・平成28年度実施の営農意向調査において、回答された農業者の25%の方が5年後において離農又は規模縮小を検討されており、地域農業における新たな担い手の確保や地域全体での連携が喫緊の課題となっている。

・農業従事者の高齢化、担い手不足。圃場管理が十分に出来ていない農地があり、他の農地に影響が出ている。中山間地域等直接支払や多面的機能支払の活動継続が必須。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・この地区においては、中心経営体が存在するが、農地集積が不十分な状態である。

・今後は、中心経営体については、地区内の高齢等の理由により営農継続が困難になった農業者などから、農地を集積し、地区内の農地流動化の防止に努めるとともに、経営規模の拡大に伴う新規就農者の雇用による労働力の確保及び複合化、6次産業化などに取り組むことで、経営の安定化を図る。

・また、中心経営体以外の農業者については、営農継続が困難になった場合は農地中間管理機構の活用等により、できるだけ中心経営体へ農地を貸し付ける。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当面の間、目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積を進める。 ・担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農業をリタイア、経営転換する者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・地域計画の達成に向けて、農地の集積・集約化を進めるために、農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・地域の実情を考慮しつつ、農地利用の効率化を図るため、所有者や担い手等の意向も確認し、将来的な農地利用の在り方について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外からの多様な経営体を広く受け入れる体制の構築を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農作業における作業負担を軽減するため、効率化が期待できる作業については、積極的に委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--